合併に係る事後開示書類

当社は、2020 年3月 31 日付当社取締役会決議に基づき、当社を吸収合併存続会社、ClassAction 株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いましたため、会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条の定めに従い、下記のとおり吸収合併により吸収合併存続会社が承継した吸収合併消滅会社の権利義務等の内容その他吸収合併に関する事項として法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1．本合併が効力を生じた日

2020 年7月1日をもって本合併の効力を生じております。

2．吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の株式買取請求および新株予約権買取請求ならびに債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

本合併について、差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社である ClassAction 株式会社の株主は、吸収合併存続会社である当社のみであることから、株式買取請求を行うことができる株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社である ClassAction 株式会社は、新株予約権を発行しておりませんでしたので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社である ClassAction 株式会社は、2020 年4月 30 日付の官報により、債権者に対する異議申述の公告及び同日付の電子公告により、債権者に対する異議申述の公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3．吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求および債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

吸収合併存続会社においては、本合併は会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併に該当するため、差止請求を行うことができる株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併存続会社においては、本合併は会社法 796 条第 2 項に定める簡易合併に該当するため、会社法 797 条の規定に基づく株式買取請求の手続きは行っておりません。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社である当社は、2020 年4月 30 日付の官報及び同日付の電子公告により、債権者に対する異議申述の公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、吸収合併消滅会社である ClassAction 株式会社から、その資産・負債およびその他の権利義務一切を承継しました。

５．会社法第 782 条第１項の規定により吸収合併消滅会社が本店に備え置いた書面
　　別紙のとおりです。

６．本合併による変更登記をした日
　　会社法第 921 条に基づく登記をする日は、2020 年 7 月 10 日の予定です。

７．前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項
　　該当事項はありません。

2020 年 7 月 1 日

東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号
大崎ガーデンタワー
クルーズ株式会社
代表取締役社長　　小 渕　宏

合併に係る事前開示書面

会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1．吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1に添付のとおり、2020年3月31日付で、当社を吸収合併消滅会社、クルーズ株式会社を吸収合併存続会社とする合併契約書を締結しました。

2．合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社がクルーズ株式会社の完全子会社であることから、合併に際しては株式の発行および金銭等の交付は行いません。

3．合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当事項はありません。

4．吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

5．計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

（1）吸収合併存続会社

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社であるクルーズ株式会社の最終事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

（2）吸収合併消滅会社における、最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

2019年3月31日現在、当社および吸収合併存続会社の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
吸収合併存続会社	24,410 百万円	15,750 百万円	8,660 百万円
当社	347 百万円	327 百万円	20 百万円

いずれの会社についても、資産の額が負債の額を上回っております。また、合併の効力発生日までに資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。以上の点、ならびに、当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社の負担する債務について、本件吸収合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以上

原本に相違ないことを証明します。

2020 年 4 月 30 日

東京都港区六本木六丁目８番１０号
STEP 六本木５階
ClassAction 株式会社
代表取締役　　稲垣　佑介

合　併　契　約　書

2020年3月31日

合　併　契　約　書

クルーズ株式会社（以下「甲」という。）とClassAction株式会社（以下「乙」という。）とは、両社の合併に関し、以下のとおり「合併契約書」（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併の方法）

１．甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、本契約に従い吸収合併（以下「本件合併」という。）を行うものとする。

２．本件合併により、甲は存続し、乙は解散するものとする。

第２条（商号及び住所）

甲及び乙は、合併当事者の商号ならびに住所が下記のとおりであることを、確認する。

記

【吸収合併存続会社】

商号：クルーズ株式会社

住所：東京都港区六本木六丁目10番1号　六本木ヒルズ森タワー

【吸収合併消滅会社】

商号：ClassAction株式会社

住所：東京都港区六本木六丁目8番10号ステップ六本木ビル5階

以上

第３条（効力発生日）

本件合併が効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年7月1日とする。但し、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、効力発生日を変更することができるものとする。

第４条（合併対価の交付及び割当て）

甲は乙の全株式を所有しているため、本件合併に際して、乙の株主に対して金銭、株式等の交付及び割当てを行わないものとする。

第５条（吸収合併存続会社の資本金及び資本準備金）

本件合併に際して、甲の資本金及び資本準備金は、増加しない。

第６条（会社財産の承継）

１．　乙は、2019年3月31日現在の貸借対照表及びその他同日現在の計算を基礎として、これに効力発生前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

２．乙は、前項期日後合併の効力発生日に至る間に生じた資産、負債の変動については、これを別に計算書を添付して、その内容を甲に対して、明示するものとする。

第７条（簡易組織再編、略式組織再編）

１．甲は、会社法第796条第2項の定めに基づき、株主総会の承認決議を経ずに本件合併を行うものとする。

２．乙は、会社法第784条第1項の定めに基づき、株主総会の承認決議を経ずに本件合併を行うものとする。

第８条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの財産の管理及び営業の執行を行うものとし、財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うこととする。

第9条（相互努力義務）

甲及び乙は、合併後の存続会社の企業価値増大のため、相互に協力するものとする。

第10条（吸収合併条件の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産もしくは経営状態に重大な変動を生じた場合には、甲乙協議の上、本件合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。但し、本契約の変更または解除は、両当事者の書面による合意によってのみなされるものとする。

第11条（規定外事項）

本契約書に規定するもののほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、円満に解決するものとする。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、甲がこれを保有し、乙は原本の写しを保有するものとする。

2020年3月31日

甲　東京都港区六本木六丁目10番1号　六本木ヒルズ森タワー
クルーズ株式会社
代表取締役社長　小　渕　宏　二

乙　東京都港区六本木六丁目8番10号ステップ六本木ビル5階
ClassAction株式会社
代表取締役社長　稲　垣　佑　介

決　算　報　告　書

（第 1 期）

自　平成31年 2月26日
至　平成31年 3月31日

ClassAction株式会社

東京都渋谷区神宮前1-5-8
神宮前タワービルディング13F

貸　借　対　照　表

平成31年 3月31日　現在

ClassAction株式会社　　(単位：　　円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	74,052,345	【流動負債】	77,523,731
前払費用	1,296,000	未払金	72,282,512
未収入金	50,000,000	未払費用	5,076,880
未収消費税等	22,756,345	未払法人税等	15,000
【固定資産】	273,792,685	預り金	149,339
【有形固定資産】	1,586,018	【固定負債】	249,596,312
工具器具備品	1,586,018	長期借入金	237,600,000
【無形固定資産】	272,206,667	繰延税金負債	11,996,312
のれん	272,206,667	負債の部合計	327,120,043
		純資産の部	
		【株主資本】	20,724,987
		資本金	25,000,000
		資本剰余金	25,000,000
		資本準備金	25,000,000
		利益剰余金	-29,275,013
		その他利益剰余金	-29,275,013
		繰越利益剰余金	-29,275,013
		純資産の部合計	20,724,987
資産の部合計	347,845,030	負債及び純資産合計	347,845,030

損　益　計　算　書

自　平成31年 2月26日
至　平成31年 3月31日

ClassAction株式会社　　（単位：　円）

科　目	金　額	
売上総利益金額		0
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		17,165,987
営業損失金額		17,165,987
【営業外費用】		
支払利息	97,714	
営業外費用合計		97,714
経常損失金額		17,263,701
税引前当期純損失金額		17,263,701
法人税等		15,000
法人税等調整額		11,996,312
当期純損失金額		29,275,013

販売費及び一般管理費内訳書

自　平成31年 2月26日
至　平成31年 3月31日

ClassAction株式会社　　(単位：　円)

科目	金額	
役員報酬	1,450,000	
給料手当	4,120,432	
法定福利費	649,231	
福利厚生費	258,441	
外注費	411,476	
荷造運賃	704	
広告宣伝費	5,595	
旅費交通費	219,696	
通信費	51,224	
消耗品費	199,286	
事務用消耗品費	193,563	
新聞図書費	17,340	
支払手数料	9,782	
地代家賃	1,200,000	
租税公課	284,390	
支払報酬料	165,238	
減価償却費	133,478	
雑費	2,778	
のれん償却額	7,793,333	
販売費及び一般管理費合計		17,165,987

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自　平成31年 2月26日
至　平成31年 3月31日

ClassAction株式会社　　（単位：　　円）

【株主資本】

資本金	当期首残高		0
	当期変動額	新株の発行	25,000,000
	当期末残高		25,000,000
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		0
	当期変動額	新株の発行	25,000,000
	当期末残高		25,000,000
資本剰余金合計	当期首残高		0
	当期変動額		25,000,000
	当期末残高		25,000,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		0
	当期変動額	当期純利益金額	-29,275,013
	当期末残高		-29,275,013
利益剰余金合計	当期首残高		0
	当期変動額		-29,275,013
	当期末残高		-29,275,013
株主資本合計	当期首残高		0
	当期変動額		20,724,987
	当期末残高		20,724,987
純資産の部合計	当期首残高		0
	当期変動額		20,724,987
	当期末残高		20,724,987